

公的年金からの市県民税の誤徴収について

8月支給の年金からの市県民税特別徴収（年金天引き）を停止すべきところ、職員の事務手続きミスにより停止できず、本来徴収すべきでない金額が8月15日支給の年金から徴収されることとなります。

対象者へは、速やかに返還できるよう必要な手続きを進めてまいります。

■経緯

令和5年度の市県民税について、4、6月の特別徴収（年金天引き）で年税額の徴収が終了した場合は、8月以降の特別徴収（年金天引き）を停止します。

該当者には、6月中に、市から、8月からの特別徴収（年金天引き）は停止される旨の通知を送付していましたが、8月3日に複数の市民から、「日本年金機構から届いた通知では、8月分も天引きとなっている」という問い合わせがありましたことから、調査したところ、8月分の特別徴収（年金天引き）停止の処理ができていないことが判明しました。

■原因

職員が、日本年金機構へ8月分の特別徴収（年金天引き）停止のためのデータを送信する際に、誤ったデータを送信したため。

■対象者

8月に年金特別徴収を停止する予定の719人（誤徴収の合計5,310,500円）

■今後の対応

対象者にお詫び文書を送付し、速やかに還付します。

■今後の対策

今回の事態を厳粛に受け止め、マニュアルに沿った処理を徹底し、データ送信は必ず複数人で行うなど再発防止に努めます。

【参考】年金からの市県民税特別徴収（年金天引き）のしくみ

年金からの市県民税特別徴収（年金天引き）は、4、6、8月分の年金支給時に令和4年度市県民税の税額に基づいて「仮徴収」し、6月1日に決定した令和5年度の年税額に基づき、10、12、2月分の「本徴収」で過不足を調整するしくみです。

令和4年度と比べて令和5年度の税額が下がった場合は、仮徴収済の額で令和5年度の納付が足りるため、年金特別徴収を年度途中で停止することとなります。また、6月の年税額決定時点では4、6月分の年金特別徴収は停止できないために徴収し過ぎとなり、還付が発生する場合があります。

【問い合わせ先】

古賀市 市税課 担当：船津
電話：092-942-1126

年金特別徴収の計算方法について

●前年度に引続いて公的年金から徴収する場合（次年度以降）

公的年金から徴収する市県民税の年間の徴収税額の平準化を図るため、以下の税額を各回の年金より特別徴収（天引き）により徴収します。

○上半期（4月、6月、8月）

今年度の年税額が決定する前に、前年度の公的年金に係る年税額の1/6を年金から仮で天引きします。

○下半期（10月、12月、2月）

今年度の公的年金にかかる年税額のうち、上半期で徴収した額を除いた残額を3回に分けて年金から天引きします。

例

令和4年度の市県民税が36,000円

令和5年度の市県民税が60,000円の場合。

令和 5 年度	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）			合計 60,000円
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
	6,000円	6,000円	6,000円	14,000円	14,000円	14,000円	
	※ 36,000円×1/6=6,000円			※ (60,000円-18,000円)×1/3=14,000円			

令和 6 年度	上半期（仮徴収）			← 令和6年度の上半期は令和5年度の 年税額をもとに決定します。
	4月	6月	8月	
	10,000円	10,000円	10,000円	
	※ 60,000円×1/6=10,000円			

なお、前年度の年税額が今年度の年税額を大きく上回る等の理由で、上半期の徴収で過納となる場合は、下半期の徴収はなく、過納額は還付または充当します。

介護保険料等の算定誤りに係る返還について

令和3年度以降の転入者等の介護保険料及び介護サービス利用料について、システムの設定に誤りがあり、合計所得金額から長期譲渡所得に係る特別控除額を控除せず算定していたことから、7人の対象者に過大な負担が生じました。速やかに返還できるよう必要な手続きを進めてまいります。

■経緯

令和5年7月、被保険者へ令和5年度の介護保険料や負担割合について通知を行っておりました。7月下旬、対象者1人より介護保険料に関する問い合わせがあり、調査したところ、システムの設定に誤りがあることが判明しました。

介護保険では、ご本人等の前年中の合計所得金額等に基づき介護保険料や介護サービス利用料を算定していますが、その際、合計所得金額から長期譲渡所得に係る特別控除額を控除せず算定していたため、令和3年度以降の介護保険料と介護サービス利用料の過大な負担が生じました。

■原因

システムの設定に誤りがあり、合計所得金額から長期譲渡所得に係る特別控除額を控除せず算定していたため。

■対象

対象者：令和3年度から令和5年度までに、長期譲渡所得がある転入者等 7人
対象金額：883,640円

■今後の対応

対象者には速やかにご連絡するとともに、返還手続きを行います。

■今後の対策

すでにシステムの改修は完了しておりますが、システム変更時の手順の再点検を行い、確認を徹底します。

【問い合わせ先】

古賀市役所 健康介護課 担当：松尾
TEL：092-942-1144